

悪意の商標登録を体系的に管理し、質の高い発展を促進する

ための業務方案（2023—2025年）

「知的財産権強国建設綱要（2021—2035年）」および「『14次5か年計画』国家知的財産権保護および運用計画」で定めた目標任務を深く貫き、2023年全国知識産権局局長会議の施策要件をさらに具体化し、ここ数年の悪意の商標登録に対する取締りの業務成果を定着させ、全分野において悪意の商標登録行為の管理を徹底し、清廉かつ公正な商標登録の管理の秩序および公平な競争が行われる市場の秩序を維持し、良好なイノベーション環境およびビジネス環境を創出するために、この方案を策定する。

一. 全体的要求

（一）方針。 習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とし、中国共産党第20回全国代表大会の主旨を全面的に貫き、習近平総書記の知的財産権業務に関する重要な指示・論述を真摯に実行し、新発展理念を完全、正確かつ全面的に貫き、新発展構造に主体的に寄与するとともにそれと融合し、体系的な管理、法による管理、総合的な管理、根本的な管理を強化し、発展と安全、効率と公平、活力と秩序、国内と国際をより良い形で統括し、知的財産権の「2つの転換」の実現の推進を主軸とし、質の高い発展の要件に適した商標登録の秩序の構築を目標とし、悪意の商標登録行為の管理体系の整備および効果の向上を重点とし、知的財産権に対する法治面からの支えを強化し、法により悪意の商標登録行為を取り締まる業務の仕組みを整備し、制度および情報技術による支援を強化し、悪意の商標登録行為の生存空間を最大限に圧縮し、商標分野における重大リスクを効果的に予防、解消し、知的財産権強国建設および経済・社会の質の高い発展を強力に支える。

（二）基本原則。

人民の立場を堅持する。 人民を中心とする発展思想を堅持し、慢性的な悪習慣に焦点を絞り、脆弱な段階に注目し、商標登録環境の最適化を継続的に進め、商標業務により人民の意志をより十分に具現化し、人民の権益を保障し、人民の創造力を喚起することができるようにし、一般公衆および市場主体の達成感、満足度を継続的に向上させる。

法令に従うことを堅持する。 法治的手法を用いて管理の不備を補うことを重視し、公開、公平、公正の原則に従い、厳格に法令に従い悪意の商標登録行為を取り締まり、市場主体に安定的な見通しを与え、社会の公平・正義および市場主体の合法的権益を確実に守る。

体系的な統合を堅持する。 業務の体系性、全体性、協調性を重視し、商標登録分野における体制的な障害、構造的な障害、政策的な革新等に関する問題の解決に焦点を絞り、多重的な目標により制約し、多重的な利益を考慮する下で政治的效果、法的効果および社会的効果の有機的な統一を実現することに努め、より大きな相乗効果と管理効果の実現を推進する。

社会における共同管理を堅持する。 市場、政府、社会等の各方面の役割の発揮を重視し、部門の協調、上下の連動、地域の協力、公衆の参画を強化し、法律、行政、経済、技術、ソーシャルガバナンス等の手段を総合的に運用し、悪意の商標登録行為の管理に関する長期的効果の仕組みを体系的に構築し、同じ問題に共同で回答し、力を合わせて共同で管理する体制を実現する。

（三）主な目標。 2025年までに、悪意の商標登録行為の管理の実質的な進展を遂げ、管理体系のさらなる整備を図り、悪意の商標登録行為の管理に関する政策・法令を一層整

備し、管理主体の権利と責任を明確し、管理の仕組みを効率的に機能させ、根拠とする法律があり、各関係者が参加する多次元かつ一体的な管理体系を構築する。管理能力をさらに飛躍的に向上させ、部門の協調および上下の連動を効率的かつ円滑にし、強力で秩序ある統括・調整を実現し、情報技術の補助能力を顕著に強化する。管理効果をさらに向上させ、悪意の商標登録行為が多発、頻発し、発生しやすい状況を概ね好転させ、市場主体、代理機構および一般公衆が積極的に悪意の商標登録行為を制止し、商標出願行為が持続的に理性を取り戻し、誠実な登録、使用の強化、厳格な保護の良好な商標登録環境を醸成する。

二. 悪意の商標登録行為の管理に関する法制度体系を整備する。

(四) 法律による支援を強化する。「商標法」の新たな改正および「商標法実施条例」等の関連の法令・制度の制定・改正を積極的に推進し、異なるレベルの法規範の間の整合性を確保する。国際的に成熟した方法を参考とし、悪意の商標登録行為に対する規制措置を積極的に論証し、法令違反に伴う代償を大幅に増大させ、悪意の商標登録に対する取締りを制度面から強力に支える。

(五) 審査に関する政策・基準を整備する。悪意の商標登録行為の段階性、領域性という特徴に基づき、有効かつ有用な審査審理政策を速やかに策定し調整する。問題が頻発する分野および譲渡の審査審理段階について、状況の変化に応じて「商標審査審理指南」を改定する。悪意の商標登録の管理の難題に関する研究を強化し、適切な時期に関連の政策文書を作成し、法により審査規則の刷新を模索する。

(六) 法令の執行を強化する。「商標法」「商標法実施条例」「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」「商標代理監督管理規定」「馳名商標認定および保護規定」等の法令・規則を厳格に実施し、悪意により登録出願した商標に対して法により却下、登録不許可、無効、譲渡不許可、質権設定不登録とする。使用禁止条項に違反したことにより却下された商標登録出願に対する追跡・処分を強化し、違法であることを明らかに知っているにもかかわらず使用を継続した場合には、厳格に調査し処分する。法令に違反して悪意の商標登録行為をした出願人および商標代理機構に対して法により調査処分し、悪意の商標登録を繰り返す、またはその他の重大な情状がある場合には、法により重きに従い処罰し、かつ法令に従い重大違法信用失墜行為と認定する。

三. 法に基づく悪意の商標登録行為の厳格な取締り業務の仕組みを整備する。

(七) 悪意の登録の厳格な取締り共同業務の仕組みの役割を十分に発揮させる。定期協議制度を実行し、業務の状況、特徴、法則を追跡して検討、判断し、悪意の登録の原則的な判断基準および新型の重大難解複雑案件の法律適用に関する研究を強化し、「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」の実施過程における重要な問題の解決を促進する。

(八) 手掛りの徹底調査の仕組みを整備する。商標出願行為のモニタリングおよびデータ統計を強化し、悪意の商標登録行為の徹底調査・早期警戒を強化し、有効な予防、速やかな発見、的確な取締りを実現する。悪意の商標登録行為の手掛りの徹底調査・収集を強化し、違法行為の手掛りの通報の仕組みを整備し、円滑な通報・苦情ルートを確保し、社会の監督の役割を強化する。社会・世論のモニタリング、投書・陳情事項の処理、商標審査審理等の業務における手掛りの発見、調査・処分の仕組みを整備する。

(九) 部門の協調の仕組みを整備する。業務の統括・調整と部門の協力を強化し、商標登録、商標管理、行政法執行、司法部門の間の手掛りの報告、案件の検討・判断、データ交換、情報共有等の仕組みを整備する。手掛りの発見、調査の協力等における各商標審査協力センターの役割を十分に発揮させる。各分野の業界団体による業界内の商標登録に関

する自主規制の仕組みの構築・整備を支援する。

(十) **地方の属地的管理監督責任を履行する。**各地方の知的財産権管理部門は管轄区内の悪意の商標登録行為の予防、モニタリングおよび処分業務を強化し、業務中に発見した悪意の商標登録の疑いがある行為の手掛りを速やかに報告し、関係部門と共に法により悪意の商標登録行為を取り締まり、管轄区内の商標代理、商標取引サービス機関およびプラットフォームの属地的な管理監督責任を履行し、違法行為の外部への拡大を厳密に予防、抑制し、速やかに制止する。

四. 全分野において悪意の商標登録行為に対する取締りを強化する。

(十一) **重大な悪影響を及ぼし、明らかに詐欺的な要素を持つ商標を重点的に取り締まる。**重大な悪影響を及ぼす商標の発見・報告・処分の仕組みを整備し、すでに登録されている重大な悪影響を及ぼす商標に対し、職権により無効にすることに関する規則および実体審査、異議申立て、審判の手続きの迅速な処理に関する規則を追加する。明らかに詐欺的な要素を持つ商標に対する取締りを強化し、商標登録出願を通じて実施する虚偽の記述、機能の誇張等の公衆を騙して誤った方向に導く行為を予防し、調査処分する。根本的な予防を特に重視し、商標審査における使用禁止ワード、ガイドラインワードのデータベースを継続的に整備し、商標審査におけるガイドラインマークデータベースを構築する。使用禁止ワード・マークデータベースの商標出願段階における運用を強化する。重大な悪影響を及ぼし、明らかに詐欺的な要素を持つ商標の登録出願および使用を速やかに発見、阻止し、追跡して処分する。迅速な却下、職権により登録商標を無効にすること、通告・暴露、行政処罰等の手段を通じて重大な悪影響を及ぼし、明らかに詐欺的な要素を持つ商標に対する重点的な取締りを継続的に実現し、分散不能リスクを発生させない最低ラインを死守する。

(十二) **商標の冒認出願行為を厳格に取り締まる。**「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」第三条、第四条を厳格かつ徹底して実施し、商標異議申立審査、商標無効審判審理の手続きにおいて事前審査審理、一括審査審理、重大案件口頭審理等の措置を講じ、「商標法」第十三条、第十五条、第三十二条に違反した商標に対して法により登録不許可とし、または無効にし、信義誠実の原則に反し、冒認出願の行為者および違法代理行為をした商標代理機構の案件の手掛りを関係部門に転送し、法により調査処分する。大量に商標を冒認出願し、私利を貪った場合には、法により不許可とする。

(十三) **商標の悪意の買占め行為を的確に取り締まる。**商標登録審査、異議申立て、審判、譲渡等の手続きにおける商標の悪意の買占め行為の認定に関する運用規程を制定、改定し、商標の悪意の買占め行為の全プロセスに対する取締りを制度に従い適正に実施する。商標登録の全プロセスを網羅する使用を目的としない悪意の商標登録行為者重点監視名簿を整備し、商標の悪意の買占め行為に対する精密な識別および的確な処分を実現する。使用を目的としない悪意の商標登録出願に対して自動的に一括審査および専任者による審査を実施し、取締りの効果をさらに向上させる。買い占めて売りつけるための悪意の商標登録行為に対する懲罰を実施する。悪意で買い占めた商標の譲渡、質権設定行為に対する規制を強化し、違法に私利を貪る経路を断つ。多層的な審査の考えを取り入れることを模索し、地域、部門、階級、プロセスを越えたデータの共有を推進し、データに関する障壁を取り除き、商標の悪意の買占め行為が形を変えて潜在化する、新たな形式に一新する等の問題に効果的に対応する。

(十四) **商標登録分野におけるその他の悪意の行為を一体的に管理する。**同日出願の商標審査を加速するための有効な経路および方式を検討し、同日出願手続きが悪意で利用される可能性を継続的に低減する。同日出願商標の徹底調査および選別を強化し、商標代理

機構が同一商標案件において利益が相反する双方の当事者の委託を受けた場合には、関係部門に転送して調査処分する。告知義務を履行した後に、3年連続不使用の登録商標の取消審査においてその商標が1年以内にその他の同類案件で提出、使用された証拠資料を主体的に引用し、悪意の「撤三（登録商標が3年連続で不使用の状態にある場合は、いかなる者も商標局に対して当該商標の取消しを申し立てることができる制度——訳注）」の重複行為がもたらす商標権者の立証負担を軽減する試みを行う。詐欺またはその他の不当な手段により商標登録を取得する行為に対する取締りを強化し、法令違反の商標登録出願人および商標代理機構に関する手掛りを関係部門に転送して調査処分し、法律文書の偽造等の行為が犯罪を構成する場合には、司法機関に移送し、法により刑事責任を追及する。地理的表示商標に関する証明資料を偽造した場合には、違法の手掛りを関係部門に移送し、処理する。商標譲渡行為を継続的に規範化し、商標マークに特定の指向性または特殊な意味があり、譲渡後に関連公衆を容易に誤った方向に導き、または公共の利益に悪影響を及ぼす可能性がある商標譲渡申請、および使用を目的とせず商標登録を出願し、譲渡により私利を貪り、商標登録の秩序をかく乱する商標譲渡申請に対して、法により不許可とする。

（十五）法により商標権の濫用行為を管理する。 法院の発効済み判決で認定された商標権を濫用して悪意の訴訟を行った商標登録者について、その案件に係る登録商標が無効審判、3年連続不使用登録商標取消案件において法により厳格な審査審理を受け、その登録商標が「商標法」第四十四条第一項に定める事由に該当する場合には、職権に従い登録商標を無効にする。

（十六）悪意の商標登録に関する違法行為に対する法執行を強化する。 市場監督管理総局と緊密に意思疎通を図り、商標法執行保護業務の仕組みを整備する。中央と地方の情報共有および法執行に関する協力を強化し、速やかに関係部門に悪意の商標登録行為案件の手掛りを移送し、地方の案件の調査・処理に対する業務指導および追跡検査を強化し、地方の処理状況を行政保護業績考課に組み入れる。

（十七）商標代理に対する管理監督の強化に注力する。 商標代理機構、従業員の再届出業務を適切に行い、届出条件および業務管理の強化等の各種措置を厳格に実行する。商標代理の従業員を重点とする管理監督を推進し、従業員届出実名制管理を強化し、署名情報収集制度を整備し、違法代理の責任を確実に当事者に負わせる。商標代理業界の自主規制を継続的に強化する。

五. 商標登録分野における信用体系の構築を強化する。

（十八）商標登録信用承諾制度を構築、整備する。 商標に関する権利付与・権利確定手続きにおける信用承諾制度を構築し、適用範囲および信用承諾事項を明確化する。承諾に違反した当事者に対して、法により不利な審査審理結果を負わせる。承諾に厳重に違反し、詐欺等の手段により商標登録を受けた当事者に対して、職権に従いその登録商標を無効にし、かつ法により信用失墜行為とみなす。

（十九）商標分野における信用管理監督を強化する。 信用管理監督（経済活動における信用に係る事物・主体・状況などに対する規制——訳注）の基礎的な役割を發揮させ、悪意の商標登録に関する違法信用失墜行為に対する懲戒を強化し、「市場管理監督重大違法信用失墜名簿管理弁法」「国家知識産権局知的財産権信用管理規定」に基づき商標分野における信用に重きを置いた管理監督を実施し、重大違法信用失墜主体に対して共同懲戒を実施する。信用情報の共有の仕組みの役割を發揮させ、全国企業信用情報公示システム、全国信用情報共有プラットフォーム等を十分に活用し、情報の収集、照会、公示を強化し、各関係者が共同で構築し、共同で管理し、共有する信用管理監督体制を構築する。

六. 悪意の商標登録行為に対する管理能力の向上に注力する。

(二十) **管理能力を強化する。**業務能力の整理・統合を強化し、関連の専門人材集団の構築および特別研修を強化し、悪意の商標登録の管理とリスク管理・抑制、審査審理の質と効率の向上等の業務を統括し、重大リスクの予防・対応能力をさらに向上させる。

(二十一) **管理手段を充実する。**説得・教育、行政指導・警告等の非強制的な法執行方式を効果的に運用し、寛大さと厳格さの調和、法理の融合を実現する。商標登録と管理プラットフォームのプロジェクトの立上げ・実施を積極的に推進し、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、人工知能等の新技術を効果的に運用し、情報技術を支えとする管理の現代化の新モデルを構築し、類似案件通知、結果比較、データ分析、瑕疵通知等の機能を実現し、制度の刷新および業務の変革を前進させる。商標に関する料金基準の最適化を検討し、段階式料金制度の構築を促進し、経済的テコとしての調整的役割を十分に発揮させる。統計・モニタリングの仕組みを整備し、関連データの十分な収集、高度な分析および有効な利用を強化し、全分野における悪意の商標登録行為に対する取締りの精度を向上させる。

(二十二) **厳格に法により管理する。**法治に対する意識、手続きに対する意識、証拠に対する意識を強固に確立し、権限、規則、手続きに厳格に従い業務を実施し、法律の適用、法的責任について平等に扱うことを堅持し、法により中国・外国の権利者の合法的權益を平等に保護し、より広範に、より積極的に商標審査決定文書を公開し、合理的な関心や訴えに速やかに反応し、悪意の商標登録行為の管理の規範性および公信力を向上させる。裁量権の行使をさらに規範化し、法令・規則において境界線が曖昧な原則的条項または裁量の幅が比較的大きい弾力的な条項に対して細分化・定量化を行い、法律の正確かつ統一的な適用および基準の一致した執行を促進する。

七. 保護の強化を方向性とする商標審査審理業務基盤を継続的に固める。

(二十三) **商標審査審理の質をさらに向上させる。**商標審査審理全体状況分析体系および全プロセス品質管理監督体系を構築し、審査署名制度改革を深化し、業務の委託類型および委託業務量の調整を通じて商標審査委託業務に対する管理監督の仕組みを最適化し、商標審査審理手引きおよび業務規程を厳格に執行し、悪意の商標登録行為を最大限に予防、規制し、質の高い商標審査により市場主体の発展の原動力およびイノベーションの活力を喚起する。

(二十四) **商標審査審理の効率を全方位的に向上させる。**商標審査審理プロセスの一層の最適化を図り、審査審理期限を細かく管理し、高い質と効率の審査審理により商標に関する権利付与・権利確定を加速し、遊休商標資源の有効利用を加速する。商標審査審理の進捗状況を速やか、かつ正確に公開し、権利者に審査審理期限に対する明確かつ合理的な見通しを与え、悪意の商標登録者が利益を獲得する余地を継続的に縮小する。

(二十五) **差別化された審査政策の実行を模索する。**商標の迅速な審査審理の仕組みの適用範囲を拡大し、国家重大地域発展戦略および経済・社会の質の高い発展の大局により効果的に寄与する。法律の枠組みの下で合法的な権利者に有利となる申請に基づく案件の審査審理の一時停止、中止制度の構築、整備を検討し、悪意の登録商標が合法的な権利者にもたらす「繰り返し出願する」「法的手続きを使い尽くす」等の負担を減少させ、合法的な権利者が商標専用権を獲得する上で必要のない制度的コストを減少させる。

(二十六) **商標権の保護と商標登録の秩序の維持の関係を統括する。**権利者と一般公衆の間の利益の均衡を十分に考慮し、商標の冒認出願、買占め行為を厳格に取り締まり、抑制しなければならないだけでなく、商標権の私権としての属性を正確に把握し、取締りの範囲の際限のない拡大を防止し、市場主体によるブランド構築・普及のための余地を残さ

なければならない。登録商標を無効にする絶対的事由と相対的事由を正確に区分し、商標の内在的価値に明らかに相反し、商標登録の秩序および公共の利益を損ねる行為に対して有効な規制を実施しなければならないだけでなく、真の使用意図があり、すでに実際の商業使用を開始している登録商標、および登録使用期間が比較的長く、すでに安定した市場が確立している登録商標に対してより慎重に無効の決定を下さなければならない。

(二十七) 管理の適正化と発展の促進を共に重視することを堅持する。 研究の追跡およびサービスの指導を強化し、最低ラインを定め、「信号灯」を設置し、管理を通じて悪意の商標登録に関する法令違反行為を継続的に抑止し、さらに、市場主体の需要を方向性とし、合理的な商標出願を積極的に支持し、法により市場主体の合法的権益を保護し、市場主体の発展に対する自信を高め、市場主体の発展の活力を喚起する。自己の行為を主体的に規範化し、法律の枠組みの下の管理措置を十分に活用するとともに、業務方式・方法を継続的に改良し、審査活動が市場主体の正常な経営にもたらす可能性がある負の影響を最大限に減少させ、防止する。

八. 組織的支援および監督・責任追及を強化する。

(二十八) 組織的指導を強化する。 商標業務に対する中国共産党の全面的指導を堅持する。国家知識産権局機関の関係部門および商標局、各地方の知的財産権管理部門、各商標審査協力センターは悪意の商標登録行為の管理業務の特殊な重要性を深く認識し、役割分担を明確にし、業務の協調を強化し、業務上の責任を履行し、各任務を確実に実行しなければならない。

(二十九) 世論の誘導を強化する。 宣伝、教育、研究の共同の推進を堅持し、理論の詳細な解釈、法律の普及、観念による誘導が全面的に効力を発揮し、悪意の登録に関する典型事例ならびに違法な個人、企業および代理機構の信用失墜情報を速やかに摘発し、悪意の登録がもたらす危険な結果を際立たせて強調し、一般公衆の悪意の登録行為に対する制止および非難を強化し、市場主体が商標権を尊重、保護する社会的責任を積極的に履行するよう促す。

(三十) 監督・責任追及を強化する。 全面的かつ厳格な党内統治を堅持し、悪意の商標登録行為の背後に隠れている可能性がある腐敗問題、特に商標業務担当者が出願人、商標代理機構と内外で結託し、誤った審査審理結論を故意に下す等の案件に対して毅然として調査処分する。商標業務担当者が商標代理機構の職に就く等の行為を法により厳格に規範化する。法令を遵守せず、審査審理決定に重大な誤りが存在することにより、社会に重大な悪影響をもたらした場合には、規則・規範化に従い厳格に責任を追及する。

出典：国家知識産権局ウェブサイト 5月8日付

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/5/8/art_541_184934.html?xxgkhide=1